

○本庄総合公園基本計画見直し懇談会設置規程

平成28年 9月 5日

(設置)

第1条 本庄総合公園の基本計画の見直しに当たり、広く関係者から意見を聴取するため、本庄総合公園基本計画見直し懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 本庄総合公園の基本計画見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要と認められること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 商工・観光に関係する者
- (3) 子育て・教育に関係する者
- (4) 高齢者・福祉に関係する者
- (5) 体育・スポーツに関係する者
- (6) 自治会連合会に関係する者
- (7) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、必要に応じ座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。